

本 会 議	提案説明・質疑・討論・採決 等
期 日	平成 29 年 9 月 28 日 木曜日
場 所	飯綱町役場 議場
開 会	午後 1 時 30 分
出席議員	13 人（欠員 2 人）

（議長 寺島渉）

皆さんご苦労様です。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

地方自治法第 113 条による議員定数の半数に達しております。

これより、平成 29 年第 3 回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

平成 29 年第 3 回飯綱町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、9 月定例議会が閉会して間もないこの時期に臨時議会を招集いたしましたところ、定刻までにご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

今臨時会にご提案いたします案件は、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例と平成 29 年度一般会計補正予算第 4 号の 2 件でございます。

政務活動費の交付に関する条例は、特別職報酬等審議会の答申に基づくものであり、町長に答申されたものですので、町長提案とさせていただきます。詳細につきまして、議案の提案説明で申し上げます。

一般会計の補正予算第 4 号は政務活動費に関する費用として 75 万円を議会費に計上し、それ以外は農業費を含め、災害関連の復旧費用として 3,689 万 1,000 円計上しております。その財源は国庫支出金、分担金、町債を計上し、不足分は予備費を充当しております。

十分にご審議をいただき、ご提案申し上げたとおりのご決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶といたします。

（議長 寺島渉）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定によって、13 番、風間行男議員、14 番、清水 満議員、1 番、石川信雄議員を指名します。

（議長 寺島渉）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期等について、大川議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

#### 〔報告 議会運営委員長 大川憲明〕

（議長 寺島渉）

お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等については、ただいまの報告のとおりと決定しました。

（議長 寺島渉）

日程第 3、議案第 75 号、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔説明 町長 峯村勝盛〕

（議長 寺島渉）

説明を終結し質疑を行います。  
質疑のある方おられますか。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

質疑なしと認め質疑を終結します。  
これから本案について討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

議席ナンバー 8 番、荒川詔夫です。今般上程された、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例に反対する立場で、私見の一端を申し上げます。

政務活動費導入の背景にあたっては、議員間の活動に差があり、報酬月額では差が付けられないために、制度を導入することが適切と判断されたことに疑念を抱いたことが、そもそも反対の出発点であります。

政務活動費支給の目的は、議員間活動の差の穴埋めに使用するものではなく、真に議会の審査能力を強化し、議会の活性化を図るため、議員の政務活動の充実を図ることを目的として支給されるべきものであり、背景を踏まえた発想が政務活動費の目的に乖離していると思えてなりません。

議員のなり手不足解消の一つの手段として、報酬月額の引き上げを求めた経緯から、まずは報酬月額の増額を優先すべきであると思います。確かに報酬月額の増額要求に応じていただきましたが、県下の政務活動費が支給されている町村議員の平均報酬月額 21 万 1, 143 円相当分には程遠い存在であります。なお、県下の同一規模町村の平均報酬月額は 18 万 4, 000 円余のため、政務活動費導入により平均額を確保するために 1 万円を計上されたと思います。

しかし、用途の使用議員数の動静等を考慮すると、今、立ち上げるべきかの判断が適切なものであるかどうか。制度導入の機能評価が問われると思います。ごり押しをして通しても、決して良い制度にはならないことを申し添えます。

もう一つの条件として、政務活動費の導入にあたっては、町民の意見・意向を踏まえた上で導入すべきであり、今は機が熟していないと判断し、時期尚早と指摘をします。

以上、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例制定に反対の立場で私見の一端を申し上げました。

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。小林議員。

（6 番 小林佳子）

議席番号 6 番、小林佳子です。飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例に賛成の立場で討論します。

飯綱町議会は、議員の資質向上のために様々な研修、視察に参加してまいりました。費用等は一部自己負担をしたこともありました。この政務活動費があれば、更に意欲的に視察、研修等に参加できるのではないかと考えます。また、得た知識で政策提言、政策要望に反映することができるのではないかと考えます。よって、この議案第 75 号、政務活動費交付に関する条例に賛成します。

（議長 寺島渉）

続いて反対者の発言を許します。大川議員。

（2 番 大川憲明）

2 番、大川憲明です。飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例に反対討論を行いたいと思います。

平成 25 年 12 月に議員定数・報酬等調査研究特別委員会を議会内で設置し、2 年余りにわたり、調査研究、議論を重ね、議員定数は現状の 15 名を維持、議員報酬は増額、この結論に至った経過と理由を町民の皆さまに説明し、ご意見、ご批判、要望等を受け、議会として町長に要望書を提出し、条例改正を協議し、議員定数・報酬は 3 月定例会で定数は現状のまま、報酬は月額 1 万 4,000 円アップで決定しました。

しかし、町長から内示された中に議員活動に差があるのに報酬では差が付けられないので、政務活動費を支給したいと提示されました。それで議会では数回、全員協議会を開き議論を重ねたが、全員一致にはならなかった。また、議員定数・報酬等調査研究特別委員会でも課題があるということで政務活動費についてはあまり議論がなされなかった。それゆえ、町長への要望書に明記されなかったはずだと思っております。

その主たる理由は、1 として県内 58 町村の中で 7 町村議会のみを支給されているだけです。2 として全国で政務活動費を条例化している県議会、市町村議会で政務活動費の利用で多くの問題が発生しております。その度に町民から飯綱町はどうなっているのかと私はよく聞かれました。今、飯綱町ではこの条例を制定するという事は、町民が信認しているか疑問であります。

私の独自調査ではありますが、私が聞いた町民の 80 パーセント以上は政務活動費の支給に反対しております。しかし、政務活動費の支給は法律で認められているため、条例化することは何ら問題は無いが、条例化するならば、議員定数・報酬と同様に町民と十分に議論し、説明してから条例制定すべきと考えております。

ただいまの町長からの説明で特別職報酬等審議会での提案であります。この人たちが果たして町民の意見をしっかり聞いたかどうか、審議したのかどうか、我々が報酬アップの時に何回か町民と話し合いをしました。そういう経過をした後、条例制定するのは分かりますが、今はそれがなされていないので、この条例に対しては反対いたします。以上です。

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。黒柳議員。

（3 番 黒柳博子）

議席番号 3 番、黒柳博子です。政務活動費の交付に関する条例の制定に賛成の立場で討論申し上げます。

3 月議会において報酬の改定がありました。議員の活動について、審議会の内容については差を付けるべきだとありましたが、そもそも議員の報酬と政務活動費は別のもので認識しております。町長の先ほどの提案理由にもありましたように、政務活動費については自治法により公共団体は議員の調査、研究に資するために必要な経費の一部を交付することができるとなっております。

本臨時議会では、執行部よりの提案での条例であります。今後、議員の調査、研究に資するために条例制定に賛成いたします。

（議長 寺島渉）

次に原案に反対者の発言を許します。原田重美議員。

（11 番 原田重美）

11 番、原田重美です。私は政務活動費条例に反対の討論をいたします。

先ほど、荒川議員あるいは大川議員から反対討論がありましてダブるところもあるわけですが、私もかねてより、審議過程において政務活動費支給が議員の活動量に見合った給付のための導入を附則で提案されていると。この辺は、やはり違和感があります。疑問も持っております。

そういう中において、今、いろいろ住民の声を聞くと、やはり報酬引き上げに続く二段階方式で上げて、またかという声が多く聞こえてきます。住民の理解が進んでいないという状況では問題があるのではないかと考えております。

そういう中において、我々の今回の議会論議では大変賛否が拮抗してきました。公正、公平な議会運営のためには無理押しをしてはいけません。新しい議会等で住民に政務活動費の趣旨を説明、理解してもらおう、そういう手法をとりながら慎重に審議をしていくことが必要だと私は考えています。

我々、議会改革を進めてまいりまして、そのことは多くの方々から評価されているわけですが、ここで無理押しをしてやるというのは議会改革に水を差すことにならないか。あるいは担い手を増やしていくというものに繋がっていくのだろうか。間口を狭めてしまうことはないか。そういうことも心配しております。私の反対討論は以上でございます。

（議長 寺島 渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。清水均議員。

（9 番 清水均）

議席番号 9 番、清水均です。飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例について賛成の討論を行います。

地方分権が進む中で、町民の期待に応えるためには地方議会をより活発化する必要があると思います。そのために議会全体の力量の向上とともに議員一人ひとりの資質の向上が不可欠でございます。

人口減少が進み、地域と住民の中に新しい問題も発生しております。町行政とともに切磋琢磨しながら政策力を発揮しなければなりません。議員の政務活動費を積極的に活用し、大いに学びながら力を付け、住民のために活動する、そういう議会と議員に私たちは前進する必要があると思います。

飯綱町議会は政務活動費の導入により、この条例を遵守し、団体、個人とも勉強するのはもちろんのこと、各種勉強会や研修会に積極的に参加し、幅広く知識を深め、他町村の議会議員とも交流をしながら、町会議員の資質向上と政策力の強化を目指したいと思っております。

議員に対する町民の目線には、非常に厳しいものがあります。一人ひとりの議員力を向上させ、町民の皆さまに認めていただくことが大事ではないかと思っております。

私が聞いたところによると反対者は誰もいませんでした。そういうことをお伝えいたします。以上で私の賛成討論といたします。

（議長 寺島 渉）

次に原案に反対者の発言を許します。目須田議員。

（4 番 目須田 修）

議席番号 4 番、目須田修です。私は飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例に反対の立場で討論いたします。

まず、大きく分けて二つあります。一つ、本当に政務活動費は必要なのかということです。そもそも議員の報酬は議員の活動に対する報酬です。つまり、政務活動費は既にこれに含まれている。法で認められていると言えども二重取りという考えも生まれます。

二つ目、この政務活動費は議会からの要望で始まったことではないこと。本日の町長からの提案理由をお聞きしまして、理由の中に高い水準での行政と議会の連携を図るためと申されております。であるならば、報酬の増額を持ってすべきと考えます。

大きく分けた二つ目、町議会議員の政務活動費は必要となったと考えた場合、1、議員の報酬増額の時には 3 年かけたと説明もありました。一方、この政務活動費は町民との意見交換あるいは説明会は無いに等しいです。報酬増額条例の時には、住民への説明会が完了していないを理由に退席した議員もいました。今回はどうでしょう。町民が納得する説明はありましたでしょうか。全くもって町民には情報不足です。

二つ目、私たちの願いは 2 年を待ってもまだなされていない。しかし、議員のことは 6 ヶ月で決めるのかという意見もあります。住民のための議会、住民のための議員であると言っているが、やっていることは違っていませんかと問われています。議会のための議会、議員のための議会と住民に捉えられていることです。

三つ目、本日これだけの議員からの意見があるということは、議会内で十分に議論されていない証であります。どのような目的でこんなに急ぐのでしょうか。ミスリードと受け止めています。

この政務活動費が無くても、活動していた議員が活動費が認められたから活発になった。認められな

いから活動しないとは考えられないこと。

重ねて申し上げます。議員のための議会と住民に映るようなことは許されないと考えております。以上、反対討論といたします。

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

（12 番 伊藤まゆみ）

議席番号 12 番、伊藤まゆみです。議案第 75 号、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例の可決に賛成の立場で討論を行います。

飯綱町議会は、この間、議会改革に取り組み地道に努力してきました。それぞれの議員が個人の負担で視察、研修、書籍の購入などにより資質、能力の向上のために努めてきました。

今回の条例制定は、町長からの提案説明にもあったとおり、地方自治法第 100 条 14 項、15 項、16 項に基づくものです。これからの議員、議会には政策立案能力も求められており、一層研鑽を積み、それぞれの議員の資質と能力の向上が更に求められています。それを保障することにもなり、普通地方公共団体が求められている住民の福祉の向上にも寄与するものであり、制度を利用しての前向きで活発な議会の姿を示していけば、町民の理解は十分得られるものと確信しています。

報酬は使途の明確化は必要ありません。政務活動費は使途を明確化し、報告書の提出も義務付けられており、世間で問題になっているような不正使用はできないような条例になっています。議員は制度の趣旨を良く理解し活用していただきたいと思えます。

行政の全てに精通した議員になるための不断の努力は続けなければなりません、大変に難しい大きな課題です。それに臨み頑張ろうとする議員を支え、真に町長と切磋琢磨する議会として機能する議会の実現を期待して、この条例の可決に賛成の討論といたします。以上です。

（議長 寺島渉）

次に原案に反対者の発言を許します。風間議員。

（13 番 風間行男）

反対の立場で討論させていただきます。まず一点は、年 2 回の報酬アップはいかななものか。二点は、定数報酬の説明会はあったが、政務活動費の説明は隠していたのかという住民の声であります。説明不足で非難が多く、時期尚早であり、町民の合意が得られるまで待つべきであると考えます。

議長もかねてから町民説明を大切にされてきたと思いますが、私はまだまだ時期尚早だと思います。

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

（10 番 渡邊千賀雄）

議席番号 10 番、渡邊千賀雄です。私はこの政務活動費条例に賛成の討論を行います。

政務活動費の根拠法は、先ほども触れられていましたが自治法の 100 条の規定によりまして、支給されるものであり、議員の調査、研究、研修等により議員力、そして議会力を高めながら住民福祉の向上に向けて活動することに意義があると思えます。

今、世間ではこの使い方を歪めたり、不正をして世間から批判を浴びていることは当然であります。この制度は、この町議会にとっては、次の任期の議員の立場から対象となることでありますから、しっかり受け止めて活動すべきであります。

そして、この制度には住民がチェックできる、そういう仕組みになっているわけでもあります。領収書の公開、そしてまたそれに基づく活動の公表、こうしたことをもって住民の合意とチェックを受けていける制度であります。ですから、住民の批判にも耐えたり、そしてまた自分の活動に自信を持って取り組んでいける内容でもあります。

以上を持ちまして、私の賛成討論といたします。

（議長 寺島渉）

次に原案に反対者の発言を許します。

[なしの声]

(議長 寺島渉)

次に原案に賛成者の発言を許します。石川議員。

(1 番 石川信雄)

1 番、石川です。議案第 75 号、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例に賛成の立場で討論いたします。

町長からも提案理由の説明がございました。その中で、議会の環境整備を図るという明確な姿勢が感じられ、この条例に関しまして、内容は第 15 条まで、また附則は 2 条、別表も 1 表と第 2 表と揃っております。中でも第 12 条につきまして情報公開ですが、この条例を見ますと情報公開は徹底されておりますし、別表の第 1 につきましても、かなり限定された用途の内容となっております。

また、第 2 につきましても、そういった活動経費には一切認められないという表が出ておりますけれども、この条例に関しましては非常に内容も精度が高い条例であるかと思えます。よって、私は賛成の立場から意見を申し上げます。

これからの次期飯綱町議会においては、また構成メンバーが代わるわけではあります、今後、飯綱町議会が議会改革を進めていく上では、この政務活動費は必要と考えております。

また、報酬とは全く別の費用だと承知してございまして、報酬は報酬、政務活動費は政務活動費でありますので、これは町長の提案趣旨にありました議会の環境整備に資するものであるとの考えに私は賛成いたします。

(議長 寺島渉)

次に原案に反対者の発言を許します。

[なしの声]

(議長 寺島渉)

次に原案に賛成者の発言を許します。

[なしの声]

(議長 寺島渉)

討論なしと認め討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛否同数]

(議長 寺島渉)

以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。

従って、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して採決を行います。

議案第 75 号、飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例については、議長は可決と採決します。

(議長 寺島渉)

日程第 4、議案第 76 号、平成 29 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒井総務課長。

[説明 総務課長 荒井和己]

（議長 寺島渉）

説明を終結し質疑を行います。  
質疑のある方おられますか。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

質疑なしと認め質疑を終結します。  
これから本案について討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。大川議員。

（2 番 大川憲明）

この議案第 76 号、29 年度飯綱町一般会計補正予算について賛成いたします。

この中に、先ほど審議されました議会費の政務活動費 75 万が含まれております。しかし、これは議員の報酬の問題であって、その他に載っている土地改良事業とか災害復旧費、これは直近の飯綱町ですぐ必要な予算であります。それゆえ、どちらが大切かとなれば、この災害復旧費を通して、しっかりとした復旧ができるようにということで、この予算に対して賛成であります。以上です。

（議長 寺島渉）

次に原案に反対者の発言を許します。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

討論なしと認め討論を終結し採決を行います。

（4 番 目須田修）

議長、退席します。

〔退席 4 番 目須田修〕

（議長 寺島渉）

この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（議長 寺島渉）

起立多数。

従って、議案第 76 号、平成 29 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

〔着席 4 番 目須田修〕

（議長 寺島渉）

以上で本日の日程は終了しました。

各位のご協力によりまして、本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長

（町長 峯村勝盛）

御礼のご挨拶を申し上げます。ただいまはご提案申し上げました二つの提案につきまして、原案どおりのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

特に政務活動費の支給に関する条例につきましては、私も提案説明の中で、現状としては諸々の問題、課題も持ちつつ、本条例の中身は極めて精度の高い、水準の高い条例の中身になっていると解釈をしております。十分、この用途であれば住民の皆さんにもご理解をいただけるとともに議会の更なる地域との結び付き等々を活発にさせていただいて、行政とタイアップした町政を一緒に進めていっていただきたいと願っております。

いよいよ、これが本当の最後の議会になったかもしれませんが、本日の御礼を申し上げて閉会のご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

（議長 寺島渉）

以上をもちまして、会議を閉じ、平成 29 年第 3 回飯綱町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

【 閉会 午後 2 時 8 分 】